茨木市成年後見制度利用支援事業 助成金交付申請額内訳表

	項	目	金	額	添	付	書	類
1	弁護士・司法書士等の事務手数料			円	□領収書または請求書 (内訳がわかるもの)			
2	審判開始申立手数料(印紙代)			円				
3	登記手数料(印紙代)			円				
4	郵便切手代	 予納額 		円	□返還書			
		② 返還額		円				
5	診断書作成料			円	□領収書			
6	鑑定料		円	□領収書				
合計				円	1+2+3	3+4(1)+5-	+6-42	

- ・項目1は100,000円を限度とする。
- ・項目2,3,4①は、申立てを行った家庭裁判所が定める金額を限度とする。